

企業年金制度における各利率の設定基準

社団法人 日本年金数理人会

The Japanese Society of Certified Pension Actuaries

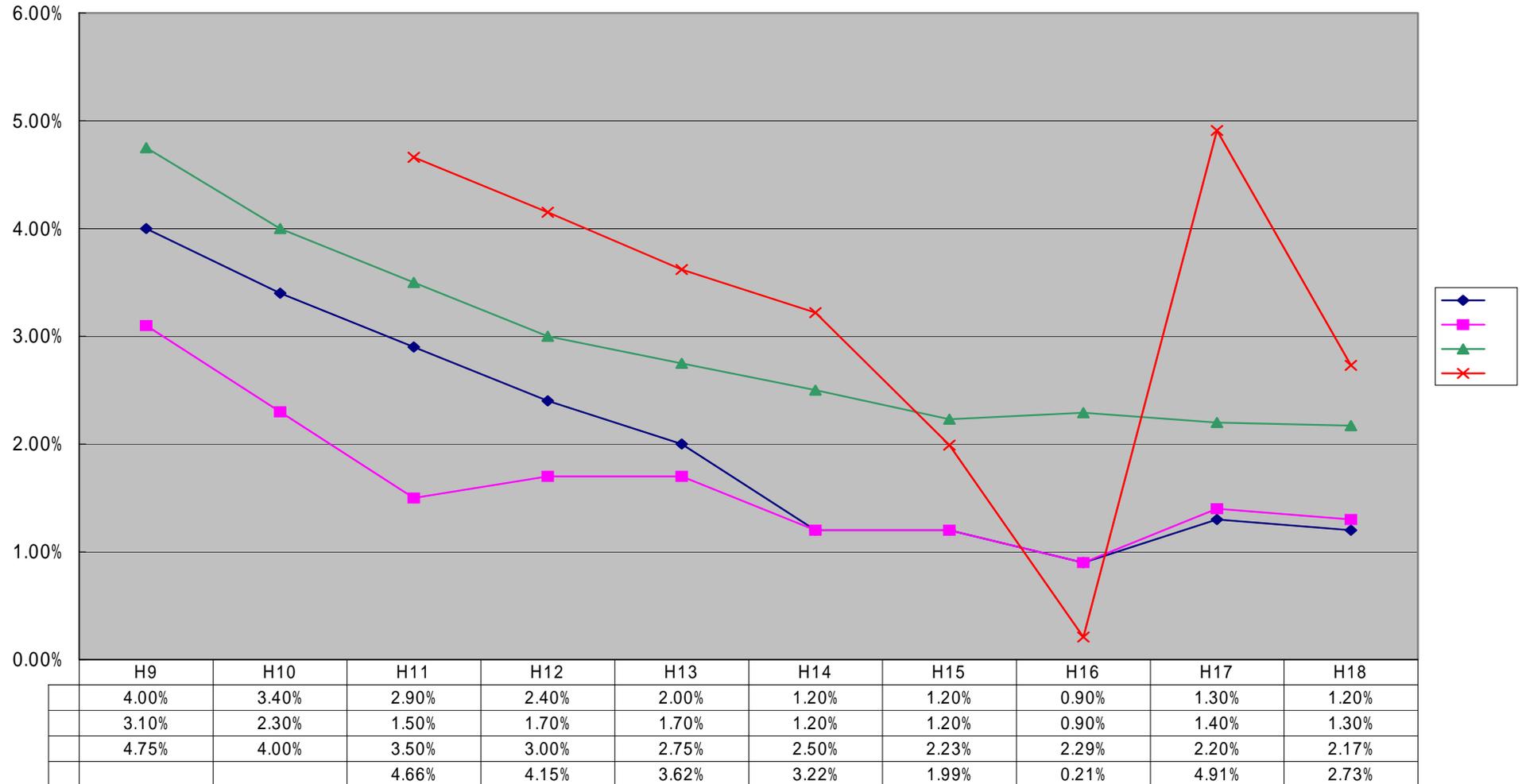
1. 企業年金制度における各利率の設定基準

	制度	設定基準	根拠規定
継続基準	厚生年金基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率は保有資産の長期的期待収益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加への対応能力も考慮に入れて決定する。ただし、財政計算の基準日における下限予定利率を下回ってはならない。 ・ 下限予定利率は「直近 5 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均または直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率」を基準として厚生労働大臣が定める。 	「厚生年金基金の財政運営について（平成 8 年 6 月 27 日年発第 3321 号）」
	確定給付企業年金		「確定給付企業年金施行規則第 43 条第 2 項第 1 号」
	適格退職年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率は基準利率以上で設定する。 ・ 基準利率は「直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均」を基準として財務省令で定める。 	「法人税法施行令附則第 16 条第 1 項第 5 号イ」 「法人税法施行令附則第 16 条第 3 項」
非継続基準	厚生年金基金	事業年度末日の属する年前 5 年間に発行された 30 年国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率	「厚生年金基金令第 39 条の 3 第 3 項」
	確定給付企業年金		「確定給付企業年金施行規則第 55 条第 1 項第 1 号」
最低責任準備金付利率	厚生年金基金	当該年の初日の属する年度の前年度における厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用の実績に基づいて厚生労働大臣が定める率	「厚生年金基金令附則第 4 条第 2 項」
特例解散分割納付の利率	厚生年金基金	当該年の初日の属する年度の前年度における厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用の実績を勘案して厚生労働大臣が定める率	「厚生年金保険法附則第 36 条」

2. 平成 18 年度における各利率とその根拠規定

	制度	平成 18 年度の率	根拠規定
下限予定利率	厚生年金基金	年 1.2%	「厚生年金基金の予定利率の下限等について (平成 9 年 3 月 31 日企国発第 23 号)」 【平成 18 年 3 月 9 日年企発第 0309001 号】により改正
	確定給付企業年金		「確定給付企業年金法施行規則第 43 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 予定利率の下限及び基準死亡率(平成 14 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 58 号)」 【平成 18 年 3 月 9 日厚生労働省告示第 110 号】により改正
基準利率	適格退職年金	年 1.3%	「法人税法施行規則附則第 5 条第 4 項」
非継続基準の 予定利率	厚生年金基金	年 2.17%	「厚生年金基金令第 39 条の 3 第 3 項に規定する予定利率及び予定死亡率 (平成 9 年 3 月 31 日厚生省告示第 83 号)」 【平成 18 年 3 月 9 日厚生労働省告示第 109 号】により改正
	確定給付企業年金		「確定給付企業年金法施行規則第 55 条第 1 項第 1 号に規定する予定利率 (平成 15 年 3 月 18 日厚生労働省告示第 99 号)」 【平成 18 年 3 月 9 日厚生労働省告示第 111 号】により改正
最低責任準備金 付利率	厚生年金基金	年 2.73%	「厚生年金保険法第 85 条の 2 に規定する責任準備金に相当する額の算出方法 に関する特例 (平成 11 年 9 月 3 日厚生省告示第 192 号)」 【平成 17 年 12 月 20 日厚生労働省告示第 512 号】により改正
特例解散 分割納付の利率	厚生年金基金	年 2.73%	「厚生年金保険法附則第 36 条第 1 号各号に規定する厚生労働大臣が定める利 率 (平成 17 年 6 月 29 日厚生労働省告示第 272 号)」 【平成 17 年 12 月 20 日厚生労働省告示第 511 号】により改正

3. 各利率の年度毎の推移



適用年度の基準は ~ : 4月1日～3月31日サイクル、 1月1日～12月31日サイクル